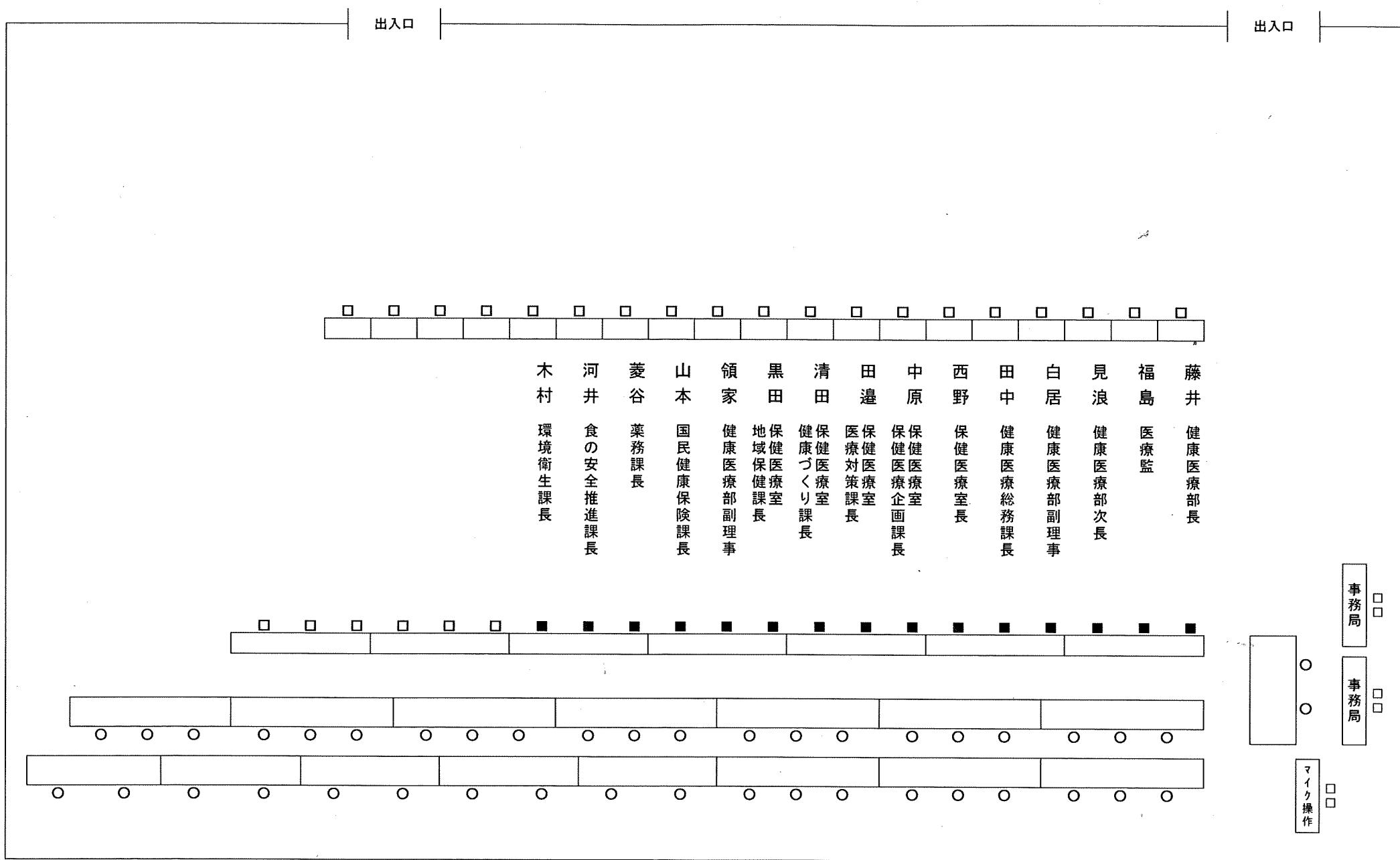


健 康 医 療 部

大阪維新 政調会 配席図 【健康医療部】 平成31年1月31日(木) 第1委員会室



平成31年度当初予算案主要事業の概要

(健康医療部)

上段 平成31年度財務部長内示額
 中段 平成31年度知事復活要求額
 下段 平成30年度当初予算額

(一般会計)

事業名	31既内示額 31復活要求額 (30当初額)	摘要
1. 地域における効率的で切れ目のない医療の提供 (1) 保健医療基盤の整備を推進します		
① 保健医療計画推進事業費	2, 171万円 － (2, 554万円)	「第7次医療計画」の推進にあたり、各医療圏に設置した大阪府保健医療協議会等で具体的な方策について協議・検討を実施。
② 地域医療介護総合確保基金事業費（医事事業） ・病床機能分化・連携推進のための基盤整備事業	12億5, 370万円 － (17億3, 160万円)	地域医療構想を踏まえ、不足する医療機能の充実を図るため、地域包括ケア病棟等回復期病床へ転換するための改修等や転換に伴い必要な人的経費に対し補助。
③ 医療安全支援センター運営事業費	314万円 － (330万円)	○医療相談窓口整備事業 保健所内に医療相談窓口を整備するとともに、医療関係者・市民団体・行政等が情報交換を行い、地域において府民が気軽に医療に関する相談や助言を受けられる体制を整備。 ○医療安全対策指導者育成研修事業 府民が安心して医療機関を受診できるよう、医療機関における安全対策推進の中心となる指導者の育成を図るための研修を実施。
④ 医療機関情報システム運営事業費	4, 328万円 － (4, 249万円)	府内の全医療機関（病院・診療所・歯科診療所・助産所）の医療機能に関する情報を府民にわかりやすく提供するため、医療機関情報システムを運営。

<p>⑤ 【新】外国人医療体制整備事業費</p>	<p>2,054万円 － (一)</p>	<p>○地域における外国人医療対策協議会設置等事業 　外国人に対する適切な医療を確保するため、医療、観光等の関係者が実態に応じた取組みについて協議・検討を実施。</p> <p>○多言語医療通訳センター設置事業 　外国人患者受入れに際し、即時対応が求められる救急患者等と円滑なコミュニケーションを図るため、5か国語対応のコールセンターを設置。</p> <p>○トラブル相談窓口設置事業 　医療費未払いや未収金回収をはじめ、さまざまな相談に対応するトラブル相談窓口を設置。</p> <p>○外国人に向けた医療情報サイトの充実事業 　外国人が急な病気や怪我に見舞われた際に受診できる医療機関や多言語アプリ情報を発信。</p>
<p>⑥ 地域医療介護総合確保基金事業費（地域医療事業）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・【新】外国人患者受入拠点医療機関化支援事業 ・【新】外国人患者受入拠点医療機関環境整備支援事業 	<p>162万円 － (一)</p> <p>1,700万円 － (一)</p>	<p>外国人患者受入れ医療機関認証制度（JMIP）の受審費用を医療機関に対し補助。</p> <p>外国人患者の受入拠点医療機関が行う多言語対応ツールの導入費用等に対し補助。</p>
<p>(2) 在宅医療体制の整備を推進します</p> <p>① 地域医療介護総合確保基金事業費（地域医療事業）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・在宅医療情報基盤整備事業 ・在宅医療推進事業 	<p>2億円 － (4億円)</p> <p>1億4,093万円 － (9,845万円)</p>	<p>入院患者の在宅への円滑な移行を促すため、病院・診療所間の医療情報提供システム導入に対し補助。</p> <p>○【新】地域包括ケアシステム構築支援事業 　地域包括ケアシステムの構築に向け、市町村に対して在宅医療の推進を目的としたロードマップの策定支援を実施。</p>

		<p>○在宅医療体制強化事業 24時間の往診体制を整備するために、在宅医の確保に向けた同行訪問を実施するとともに、連携体制を構築する医療機関の取組みに対し補助。</p> <p>○在宅医療総合支援事業 在宅医療提供体制の確保に向けて、在宅医の質の確保のための研修等の取組みに対し補助。</p> <p>○在宅医療の普及促進事業 患者や家族へ適切な情報提供ができるよう、医療従事者向けに在宅医療の理解を深める研修の実施に対し補助。</p> <p>○在宅医療移行支援事業 在宅療養患者の病状変化時の受入れ体制を確保するため、退院支援や医療機関間の連携を推進する取組みや退院調整に携わる看護師等への研修の実施に対し補助。</p>
② 地域医療介護総合確保基 金事業費（歯科保健事業） ・在宅療養者経口摂取支援 チーム育成事業	389万円 － (389万円)	地域における在宅医療分野での経口摂取の支援方法や口腔衛生指導、多職種との連携等についての人材育成に係る研修の実施に対し補助。
③ 地域医療介護総合確保基 金事業費（看護事業） ・訪問看護推進事業	1億680万円 － (1億2,048万円)	<p>○訪問看護ネットワーク事業 医療ニーズが高い患者等の増加に対し、24時間365日対応等の訪問看護サービスの供給体制を整備するため、訪問看護ステーションが機能強化や規模拡大を図る取組みに対し補助。</p> <p>○訪問看護師確保定着支援事業 訪問看護の安定的な供給を図るため、訪問看護師を対象にした研修や看護師の確保及び育成に係る取組みに対し補助。</p>

<p>④ 地域医療介護総合確保基 金事業費（薬務事業） ・薬局の在宅医療推進事業</p>	<p>518万円 － (518万円)</p>	<p>薬局の在宅医療への参画を推進するた め、薬局・薬剤師への訪問薬剤管理に係る 研修の実施に対し補助。</p>
<p>(3) 救急・災害医療体制の充 実に努めます</p> <p>＜三次救急医療関連＞</p> <p>① 救命救急センター体制整 備事業費</p>	<p>5億4, 563万円 － (5億4, 570万円)</p>	<p>○救命救急センター運営補助事業 生命の危機を伴う重篤な救急患者に対す る医療を担う救命救急センターのうち4か 所の運営に対し補助。</p>
<p>＜二次救急医療関連＞</p> <p>② 地域医療介護総合確保基 金事業費（救急医療事業） ・救急搬送患者受入促進事 業</p>	<p>6億1, 260万円 － (6億515万円)</p>	<p>「傷病者の搬送及び受入れの実施基準」 の検証や、受入困難事案患者の受入れに協 力する医療機関に対し補助。</p>
<p>＜小児救急医療関連＞</p> <p>③ 地域医療介護総合確保基 金事業費（救急医療事業） ・小児救急医療体制整備事 業</p>	<p>2億1, 332万円 － (2億1, 090万円)</p>	<p>○小児救急医療支援事業 市町村が行う地域ブロック単位での輪番 制による小児救急医療体制運営事業に対し 補助。</p> <p>○小児救急電話相談事業 夜間の子どもの急病時に保護者の不安を 解消するため、小児科医の支援体制のも と、看護師による夜間電話相談を実施。</p>
<p>＜精神科救急医療関連＞</p> <p>④ 精神科救急医療体制整備 事業費</p>	<p>3億4, 199万円 － (3億3, 420万円)</p>	<p>休日・夜間等における精神疾患等の症狀 の急発・急変に対応するため専門相談員が 助言や精神科救急医療情報センターへの紹 介等を行う医療相談体制を確保。</p> <p>また、緊急措置診察の実施や入院受入医 療機関の確保及び精神・身体合併症患者が 精神科・身体科双方の医療を受けられる体 制等を整備。</p>

<救急医療全般>		
⑤ 救急医療情報システム整備運営事業費	3億595万円 － (3億164万円)	救急医療機関等に関する情報を集約し、府民にわかりやすく提供するとともにより円滑で適切な救急患者の搬送及び受入れをめざし、消防・医療関係者間の情報ネットワークの根幹となるシステムを整備運営。また、三次救急医療機関間のネットワークを活用し、受入困難事案に対応。
<災害医療関連>		
⑥ 災害時医療体制整備事業費	4億5,616万円 － (2億2,035万円)	<p>○大阪D M A T 整備事業 災害拠点病院の医師、看護師等に対し、実際の災害現場における活動を踏まえた研修を実施。</p> <p>○救急医療施設耐震整備事業 二次救急告示病院の耐震化整備に対し補助。</p>
⑦ 地域医療介護総合確保基金事業費（救急医療事業） ・【新】災害時医療体制機能強化事業	1,561万円 － (一)	<p>○N B C 災害・テロ対策設備整備事業 放射性物質、化学剤、生物剤による災害に備え、災害拠点病院が行う防護服や除染設備等の整備に対し補助。</p> <p>○【新】原子力災害医療施設設備整備事業 原子力災害拠点病院に必要な内部被ばく線量測定装置の整備に対し補助。</p> <p>病院の被災状況など、災害医療情報を発信するためのシステム操作講習会を実施。また、災害拠点病院を中心にネットワークづくりを進め、共同で研修・訓練が実施できるようプログラムを作成するとともに訓練用資機材等の整備に対し補助。</p>
⑧ 地域医療介護総合確保基金事業費（看護事業） ・【新】在宅患者災害時支援体制整備事業	2,516万円 － (一)	災害時における在宅患者の支援体制を整備するため、地域の拠点となる訪問看護ステーションを指定し、マニュアルの作成や人工呼吸器の稼働に必要な非常用充電設備等の整備に対し補助。

<p>(4) 周産期医療体制の充実に努めます</p> <p>① 周産期医療体制整備事業費</p>	<p>12億2,492万円 － (11億3,624万円)</p>	<p>○周産期母子医療センター運営事業 安心して子どもを産み育てることができる環境づくりの一環として、高度専門的な周産期医療を効果的に提供する周産期母子医療センターの運営に対し補助。</p> <p>○産婦人科救急搬送体制確保事業 かかりつけ医をもたない未受診妊婦等産婦人科の救急搬送を休日・夜間等に受け入れる医療機関を当番制により確保。</p> <p>○周産期緊急医療体制コーディネーター設置事業 緊急搬送が必要なハイリスク妊娠の搬送先の調整を担う専任医師をコーディネーターとして大阪母子医療センターに配置し、緊急搬送を円滑化。</p> <p>○周産期緊急医療体制整備事業 危険な状態にある妊産婦や新生児を専門医療機関へ緊急に搬送し、適切な医療が受けられる体制を確保。</p>
<p>② 地域医療介護総合確保基 金事業費（地域医療事業） ・産科小児科担当医等手当 導入促進事業</p> <p>(5) 医師・看護師確保対策等 を推進します</p> <p>① 地域医療介護総合確保基 金事業費（地域医療事業） ・地域医療支援センター運 営事業</p>	<p>1億846万円 － (1億2,009万円)</p> <p>5,307万円 － (5,264万円)</p> <p>1億833万円 － (1億843万円)</p>	<p>産科や小児科（新生児）に勤務する医師等の処遇改善のため、分娩手当等を支給する医療機関に対し補助。</p> <p>地域や診療科間のバランスのとれた医師確保を推進するため、地域医療に従事する医師のキャリア形成を支援する地域医療支援センター（大阪府医療人キャリアセンター）を運営。</p> <p>女性医師等の離職防止と定着を図るために勤務環境の改善や復職支援への取組みを実施する二次救急告示医療機関及び総合・地域周産期母子医療センターに対し補助。</p>

<ul style="list-style-type: none"> ・地域医療確保修学資金等貸与事業 ・【新】医師確保計画策定事業 <p>② 地域医療介護総合確保基金事業費（看護事業）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・病院内保育所運営費補助事業 ・看護師等養成所運営費補助事業 	<p>9,360万円 － (8,330万円)</p> <p>960万円 － (－)</p> <p>4億1,808万円 － (4億4,647万円)</p> <p>9億2,013万円 － (9億9,050万円)</p>	<p>医師の確保が非常に困難な状況となっている周産期医療・救急医療等の分野で勤務する医師を確保するため、これらの分野を志望する大学生に対し修学資金を貸与。</p> <p>各医療機関での診療科偏在、患者数等の調査・分析を実施し医師確保計画を策定。</p> <p>看護職員等の定着促進及び離職防止を図るため、病院内保育所を設置する病院等に対し補助。</p> <p>看護職員の養成を確保するとともに、教育内容の充実を図るため、養成所の運営に対し補助。</p>
<p>2. 健康づくりと疾病対策</p> <p>(1) 健康寿命延伸の取組みを推進します</p> <p>① 第2期健康寿命延伸プロジェクト事業費</p>	<p>8,755万円 － (9,104万円)</p>	<p>○府民の健康づくり気運醸成事業 府民の健康に対する関心を高めるため、各種イベント等にPRブースを出展するなどして健康づくりの気運醸成を推進。</p> <p>○若い世代の健康づくり推進事業 若者のヘルスリテラシーの向上を図るため、大学と連携したセミナー開催や子宮頸がん検診の実施等により健康キャンパスづくりのモデルを構築。 また、大学間の情報共有を図るため健康キャンパスに取り組む大学による連携組織を構築。</p> <p>○職域の健康づくり推進事業 職場の健康課題に応じたナビゲーターを派遣し中小企業の健康経営の支援を実施。 また、健康経営の普及啓発を図るため、健康経営セミナーを開催するとともに、従業員の健康づくりにつながる優れた取組みを表彰する「健康づくりアワード」を実施。</p>

		<p>○女性の健康づくり推進事業 働く女性を対象に、女性の健康課題をテーマにした「女性の健活セミナー」を開催。 また、市町村と連携した乳がん検診受診率向上の取組みモデルを構築。</p>
② 健康増進事業費	2億4,589万円 － (2億5,884万円)	<p>○健康格差の解決プログラム促進事業 市町村における健康格差の縮小に向けて、モデル市町村と連携し、分野別（特定健診受診、保健指導、フレイル予防のための運動・栄養改善）のプログラムを開発・実証。</p> <p>○健康増進事業 市町村が実施する健康増進事業に要する経費に対し補助。</p>
③ 健康・栄養対策費	1,266万円 － (1,285万円)	<p>○地域職域連携推進事業 地域保健と職域保健の連携体制を整備し、行政・医療保険者等の関係機関による「地域職域連携推進協議会」を運営。 また、健康づくり推進条例に基づき多様な主体の連携・協働による健康づくりを推進するため、健活おおさか推進府民会議（仮称）を設置。</p> <p>「第3次大阪府食育推進計画」に基づく食育を推進するため、市町村や地域の関係団体等が連携・協働し地域の特性に応じた取組みを推進。 また、若い世代が健康的な食生活を実践しやすい環境づくりや、高齢者の適切な栄養管理に対応するため、配食事業者や市町村等と連携した食環境の整備・情報発信を実施。</p>
④ 口腔保健対策費	1,081万円 － (1,199万円)	<p>「第2次大阪府歯科口腔保健計画」に基づく歯と口の健康づくりを推進するため、歯科保健の状況調査や評価、普及啓発及び研修を実施するとともに、府内に設置した口腔保健支援センターにおいて、市町村支援等を実施。</p>

<p>⑤ 地域医療介護総合確保基 金事業費（歯科保健事業）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医科歯科連携推進事業 ・要介護者口腔保健指導推 進事業 	<p>5,880万円 － (4,459万円)</p> <p>606万円 － (606万円)</p> <p>2,014万円 － (159万円)</p>	<p>がん患者への継続的な口腔管理を提供するため、地域医科歯科連携推進員を派遣し、病院スタッフ等の資質の向上やがん拠点病院と歯科診療所の連携を推進。</p> <p>要介護者の口腔機能を維持し、身体機能の維持・向上を図るため、介護施設職員等への口腔ケアに係る保健指導講習会の実施に対し補助。</p> <p>改正健康増進法に基づく監視指導を実施するとともに、府独自の受動喫煙防止対策を推進するための実態調査や対応策を検討。</p> <p>また、未成年者の喫煙防止対策として、学校における喫煙防止教育支援事業等を実施。</p>
<p>⑥ 【拡充】たばこ対策推進事 業費</p>	<p>1億6,085万円 － (1億7,004万円)</p>	<p>○がん検診精度管理事業 市町村のがん検診事業を分析・評価のうえ、課題を明確化するとともに、改善方策等について指導・助言を行う「精度管理センター」を設置・運営。</p> <p>○循環器病疾患予防研究事業 循環器病疾患の予防のため、健診によるデータ集積、健康づくりノウハウの開発、医療費・特定健診等のデータ分析を実施。</p>
<p>(2) がん対策を推進します</p> <p>① がん対策推進事業費</p>	<p>1億8,587万円 － (1億7,184万円)</p>	<p>「大阪府がん対策推進条例」及び「第3期大阪府がん対策推進計画」に基づき、がん検診・医療の充実等、がん対策を総合的に推進。</p> <p>○組織型検診体制推進事業 がん検診の精度向上を図るため、市町村のがん検診の情報を集約するとともに、分析・検証し、市町村へ提供。</p> <p>○がん診療連携拠点病院機能強化事業 地域におけるがん医療の水準を向上するため、がん診療連携拠点病院による患者へ</p>

		<p>の相談支援、医療機関相互の診療連携及び緩和ケア等に関する研修等の取組みに対し補助。</p> <p>○【新】がん検診受診率向上事業 受診率向上に資する事業を総合的に実施し、その効果検証を行うことにより有効な受診率向上策を検討。</p>
② がん対策基金事業費	1, 024万円 － (1, 024万円)	「大阪府がん対策基金」を活用しがんについての正しい知識の普及啓発や公立中学校におけるがんの予防につながる学習活動など、がん対策の推進に資する事業を実施。
③ 地域医療介護総合確保基金事業費（がん対策事業） ・がん医療提供体制等充実強化事業 ・緩和医療普及促進等事業	2億2, 250万円 － (2億2, 250万円)	がん医療提供体制の充実強化を図るため、がん診療拠点病院が行う施設・設備整備に対し補助。
④ 重粒子線がん治療に対する患者支援事業費	1, 780万円 － (1, 780万円)	緩和医療の普及啓発活動、緩和医療研修の実施に対し補助。
(3) 肝炎対策を推進します		<p>○重粒子線治療利子補給事業 重粒子線がん治療を受ける府民が経済的な事情で治療を断念する事がないよう、金融機関と連携し利子補給を実施。</p> <p>○【新】小児がん患者重粒子線治療助成事業 小児がん患者（15歳未満）が、重粒子線がん治療を受けられるよう公的医療保険の対象とならない治療費の負担を軽減するため、大阪重粒子線センターに対し補助。</p>
① 肝がん・重度肝硬変医療費援助事業費	4, 674万円 － (1, 889万円)	国の治療研究事業として肝がん・重度肝硬変の入院医療費にかかる高額療養費の限度額が一定の期間を超えた場合等に高額療養費の限度額を超えた月の医療費を助成。
② 肝炎医療費援助事業費	7億5, 103万円 － (8億8, 727万円)	B型及びC型肝炎患者のインターフェロン治療、インターフェロンフリー治療及び核酸アナログ製剤治療に係る医療費を助成。

③ 肝炎ウイルス検査事業費	3,556万円 － (5,570万円)	肝炎ウイルス陽性者を早期に発見し、治療につなげるため、府内医療機関における無料の肝炎検査を実施。 また、肝炎検査陽性者の初回精密検査に係る費用を助成。
④ 肝炎総合対策推進事業費	1,090万円 － (1,090万円)	肝炎患者・家族及び地域の医療機関等への肝疾患にかかる情報提供・相談支援や医療従事者を対象とした研修を開催する肝疾患診療連携拠点病院に対し補助。
(4) 疾患を持つ方々の治療やQOLの向上を応援します		
① 難病対策費	92億8,633万円 － (78億9,695万円)	<p>○指定難病医療費援助事業 発病の機構が明らかでなく治療方法が確立していない希少な病気であって、長期の療養を要する難病のうち、厚生労働大臣が指定する指定難病（331疾病）について、その治療費を助成。</p> <p>○難病相談支援センター事業 難病患者・家族の生活面を支援するため「大阪難病相談支援センター」において相談事業や交流会を実施。 また、療養生活支援の更なる充実のため同センターの移転に向け検討を実施。</p>
② 地域医療介護総合確保基金事業費（疾病対策事業） ・【新】難病患者在宅医療・介護体制強化事業	3,028万円 － (一)	難病患者が、住み慣れた地域で安定的な在宅療養生活が行えるよう、地域の介護福祉関係機関等に対して、疾患やケアに関する講義・実習、多職種連携に向けた研修に加え、難病医療の専門病院の看護師による同行訪問型研修を実施。
・【新】重症・難治性アレルギー疾患患者地域支援ネットワーク整備事業	592万円 － (一)	専門医が患者に携わる医療・福祉・教育等の関係者に対して疾患特性や対処方法等の研修を実施するなど、多職種連携による支援ネットワークモデルを構築。
③ アレルギー疾患対策事業費	253万円 － (172万円)	大阪府アレルギー疾患対策連絡会議を設置し、府における診療連携体制の在り方の検討を行うとともに、アレルギー疾患医療拠点病院において、医療従事者向けの研修並びに府民への啓発事業等を実施。

④【拡充】不妊対策事業費	6億2,136万円 － (6億5,730万円)	<p>○不妊治療費助成事業 不妊治療の経済的負担の軽減を図るため、医療保険が適用されず高額となる配偶者間の特定不妊治療に要する費用の一部を助成。なお、男性不妊治療の初回申請時の助成上限を拡充。</p> <p>○不妊総合対策事業 不妊等に悩む夫婦等に対する専門的な相談及び情報提供を行う体制を整備し、身体的、精神的負担の軽減と出産を支援。</p>
⑤【新】移行期医療支援体制整備事業	394万円 － (－)	小児慢性疾患の児童が成人後も適切な医療を受けられるよう、個々の疾病の特性や患者の状況等を踏まえた移行期医療体制を充実させるため、移行期医療支援センターを設置し、医療機関連携、相談支援等を実施。
⑥【新】てんかん地域診療拠点体制整備事業費	101万円 － (－)	「てんかん診療拠点機関」を指定し、専門的な相談や治療・相談支援に携わる医師等に対する助言・指導を行うとともに、普及啓発等を実施。
⑦ 障がい者歯科診療体制整備事業費	4,491万円 － (4,404万円)	<p>○障がい者歯科診療施設運営費補助事業 障がい者歯科診療を行う医療機関に対し人件費を補助。</p> <p>○障がい者歯科診療センター運営事業 障がい者の拠点施設として障がい者歯科診療センターを大阪市とともに運営。</p>
⑧ ハンセン病療養所入所者等支援事業費	1,753万円 － (1,724万円)	ハンセン病回復者の社会復帰及び在宅の回復者やその家族支援のため、社会生活支援を行うコーディネーターの設置及びハンセン病療養所入所者の里帰り等を実施。 また、ハンセン病回復者等に対する偏見や差別の解消のための啓発を実施。
(5) 感染症対策を推進します	1億5,413万円 － (3億1,897万円)	新型インフルエンザの入院患者を受け入れる医療機関の設備整備に対し補助するとともに抗インフルエンザウイルス薬や防護服の備蓄、医療従事者への研修等を実施。

② 感染症予防対策費	1億1,476万円 － (1億1,489万円)	感染症に迅速・的確に対応するため、感染拡大防止、医療体制確保及び人材養成・知識の普及など、総合的な対策を推進。
③ エイズ・梅毒予防対策費	3,918万円 － (3,907万円)	HIV・エイズに関する正しい知識の普及啓発、相談指導・検査体制の確保など、総合的なエイズ対策を推進。 また、急増する梅毒について、検査機会を拡充するとともに、若年層や感染者報告数の多い層を中心とした啓発を実施。
④ 結核対策関連事業費	2億1,831万円 － (2億1,078万円)	結核患者の早期発見、まん延防止のため、定期健診、患者管理検診及び接触者健診を実施するとともに結核患者の医療費を負担。また、結核に関する正しい知識の普及啓発や結核予防従事者に対する研修等を実施。
⑤ 先天性風しん症候群対策費	4,069万円 － (2,951万円)	国の風しん対策の拡充にあわせ、抗体検査の利便性を向上させるとともに、ワクチン接種に係る費用を助成する市町村に対し補助。
⑥ 骨髓移植患者等定期予防接種ワクチン再接種費用補助事業費	346万円 － (425万円)	定期の予防接種で獲得した免疫が骨髓移植等によって失われた場合のワクチン再接種に係る費用を助成する市町村に対し補助。
3. こころの健康づくり		
① 【拡充】依存症対策強化事業費	1,583万円 － (1,382万円)	依存症の当事者・家族に対し、治療から社会復帰までの切れ目のない支援を行うため、治療体制や相談体制の確保、普及啓発の実施に加え、新たに治療プログラムの改良や民間支援団体への活動に対し補助するとともに、国の基本計画を踏まえ、ギャンブル等依存症対策推進計画を策定。
② 自殺対策強化事業費	6,024万円 － (6,317万円)	大きな社会問題となっている自殺を防止し、社会の健全な発展を図るために、相談窓口の整備、人材育成、市町村等への技術支援を通じて、地域における自殺対策の総合的な体制を整備。
③ 児童虐待発生予防対策事業費	1,086万円 － (942万円)	○【拡充】児童虐待の未然防止のための妊娠・出産対策事業 思いがけない妊娠等、妊娠の悩みを解消

		<p>するため、電話やメールによる相談窓口「にんしんSOS」を運営し、必要な情報提供や継続的な支援につなげる取組みを実施。</p> <p>なお、新たに日曜日の電話相談を開始し運営体制を拡充。</p> <p>○児童虐待防止医療ネットワーク事業 医療機関における児童虐待の発生予防・早期発見の対応能力の強化を図るために、地域の医療機関が情報交換できる連絡会や研修等を開催。</p>
4. 医療保険制度の安定的な運営		
① 国民健康保険基盤安定事業費負担金	367 億 9, 906 万円 － (366 億 4, 688 万円)	市町村国保が行う、保険料負担が難しい低所得者への保険料軽減措置等に対し負担。
② 国民健康保険特別会計繰出金		大阪府が保険者として行う事業を運営するために必要な経費を国民健康保険特別会計に繰出。
・都道府県繰出金	458 億 4, 937 万円 － (482 億 5, 170 万円)	保険給付費等の 9%相当を負担。
・高額医療費繰出金	76 億 1, 375 万円 － (77 億 6, 954 万円)	高額な医療費の発生による財政への影響を緩和するため、レセプト 1 件当たり 80 万円を超える部分について負担。
・特定健診・特定保健指導公費負担事業繰出金	9億9, 230万円 － (10億2, 164万円)	医療保険者に法律で実施が義務付けられた特定健診・特定保健指導に要した経費の一部を負担。
③ 後期高齢者医療給付費負担金	908 億 1, 661 万円 － (873 億 9, 358 万円)	大阪府後期高齢者医療広域連合に対し、高齢者の医療の確保に関する法律に係る給付額の一部を負担。
④ 後期高齢者医療保険基盤安定事業費負担金	174 億 4, 669 万円 － (170 億 623 万円)	大阪府後期高齢者医療広域連合が行う、保険料負担が難しい低所得者への保険料軽減措置に対し負担。
⑤ 後期高齢者医療高額医療費負担金	55 億 6, 652 万円 － (55億3, 030万円)	高額な医療費の発生による財政への急激な影響を緩和するため、レセプト 1 件当たり 80 万円を超える部分について負担。

⑥ 健康づくり支援プラットフォーム整備等事業費	3億1,270万円 － (3億7,384万円)	府民の健康づくりに対する意識の向上と実践を促すことを目的に、インセンティブを活用した健康づくり事業を実施するためのICTを活用した基盤（プラットフォーム）を整備。府民向けサービスとして「おおさか健活マイレージ アスマイル」を展開。
5. 薬事対策、食の安全安心及び生活衛生の確保 (1) 薬事対策を推進します		
① 麻薬等取締・乱用防止対策事業費	876万円 － (983万円)	<p>○危険ドラッグ対策事業 「大阪府薬物の濫用の防止に関する条例」に基づき、国に先駆けて危険ドラッグ成分を知事指定薬物に指定し、効果的な監視・指導を実施。</p> <p>○覚せい剤等乱用防止対策事業 『大阪薬物乱用「ダメ。ゼッタイ。」第四次戦略』に基づき薬物乱用防止指導員や各関係機関等と協力して薬物乱用防止の啓発活動を実施。</p>
② 後発医薬品安心使用促進事業費	987万円 － (1,105万円)	薬局薬剤師が患者に働きかけることで、後発医薬品への切り替えが進んだ地域での取り組みを府全域に展開する等、後発医薬品の使用を促進。
(2) 食の安全安心を推進します		
① 食の安全安心推進事業費	834万円 － (858万円)	「大阪府食の安全安心推進条例」の基本理念に基づき、府民の健康保護のために、危機管理対策の強化、食品衛生に関する知識の普及などの施策を実施。
② 食肉衛生検査所運営費	1,987万円 － (1,732万円)	羽曳野食肉衛生検査所において、と畜検査、BSEスクリーニング検査、放射性物質スクリーニング検査及び衛生管理指導を実施。

<p>(3) 生活衛生の確保を推進します</p> <p>① 国家戦略特別区域外国人滞在施設経営事業認定指導事務費</p> <p>② 住宅宿泊事業届出指導事務費</p> <p>③ 生活基盤施設耐震化交付金</p>	<p>75万円 － (105万円)</p> <p>60万円 － (61万円)</p> <p>17億9,110万円 － (25億5,381万円)</p>	<p>国家戦略特別区域法に規定する外国人向けの滞在施設として申請のあった事業者に対する審査、認定及び認定施設に対する指導・苦情などに伴う立入検査を実施。</p> <p>住宅宿泊事業法に基づき事業者から届出のあった施設に対する審査、設備基準等の確認や指導・苦情などに伴う立入検査を実施。</p> <p>府域の水道事業者及び水道用水供給事業者が行う水道施設等の耐震化や老朽化対策等の取組みに対し補助。</p>
<p>(4) 水道事業の広域連携を推進します</p> <p>【新】大阪府水道基盤強化計画策定事業費</p>	<p>1,105万円 － (－)</p>	<p>都道府県による広域連携を推進するため、関係市町村及び水道事業者等を構成員とする協議会を設置し、国基本方針に基づく水道基盤強化計画策定に向けた協議を実施。</p>
<p>(5) その他</p> <p>① 保健所検査室整備事業費</p> <p>② 保健所施設設備事業費</p>	<p>3,076万円 － (7,105万円)</p> <p>1億1,896万円 － (7,640万円)</p>	<p>○吹田保健所検査室等整備事業 吹田市が平成32年4月に中核市に移行し、保健所業務が移管されることに伴い、市が検査業務を円滑に実施できるよう、現保健所に未整備の検査室等を整備。</p> <p>○寝屋川保健所検査室等整備事業 寝屋川市が平成31年4月に中核市に移行し、保健所業務が移管されることに伴い、府防災行政無線設備を撤去。</p> <p>府民の健康を支え、災害時には重要な機能を果たす保健所の施設を維持するため、老朽化した設備を改修。</p>

<p>6. 【新】2019年G20 大阪サミット関連事業費</p> <p>① 保健医療体制整備事業費</p> <p>② 救急・災害医療体制整備事業費</p> <p>③ 医薬品確保事業費</p>	<p>732万円 － (一)</p> <p>813万円 － (一)</p> <p>445万円 － (一)</p>	<p>G20大阪サミットの開催にあたり、通常の監視体制に加え、大量調理施設などに対する重点的な監視指導や水道施設への立入検査等を実施。</p> <p>要人が急病となった場合等の医療体制を確保しつつ、地元住民に対する救急医療への影響を最小限とするため、サミット開催時における救急・災害医療体制を構築。</p> <p>サミット開催期間中に必要となる医薬品を確保し、供給体制を構築。</p>
<p>7. 大阪健康安全基盤研究所にかかる運営費交付金等</p> <p>① 大阪健康安全基盤研究所運営費交付金</p> <p>② 大阪健康安全基盤研究所施設整備費補助金</p> <p>③ 旧大阪府立成人病センター管理費</p>	<p>12億2,394万円 － (12億4,409万円)</p> <p>9,086万円 － (3,584万円)</p> <p>8億8,071万円 － (3億497万円)</p>	<p>地方独立行政法人大阪健康安全基盤研究所（以下、大阪健康安全基盤研究所）において西日本の中核的な地方衛生研究所に相応しい機能を備えることができるよう、調査研究、試験検査、情報収集・解析等の業務に要する運営費を交付。</p> <p>大阪健康安全基盤研究所の一元化施設の整備に係る実施設計の策定等に要する経費を補助。</p> <p>府立成人病センターの移転建替えに伴い廃止した旧病院の跡地の管理等を実施。</p>
<p>8. 大阪府立病院機構にかかる負担金、貸付金等</p> <p>① 大阪府立病院機構運営費負担金</p>	<p>78億6,278万円 － (79億3,023万円)</p>	<p>5病院を運営する地方独立行政法人大阪府立病院機構（以下「府立病院機構」）に対し運営費負担金を交付するとともに、建設改良資金に係る資金を貸与。</p> <p>また、府立病院機構職員に係る基礎年金拠出金等の納付に要する費用のうち、法令に基づく部分（公的負担分）を負担。</p>

<p>② 大阪府立病院機構建設改良資金貸付金</p> <p>③ 大阪府立病院機構職員共済公的負担金</p> <p>④ 地方独立行政法人大阪府立病院機構移行前地方債償還費公債管理特別会計繰出金</p> <p>⑤ 大阪はびきの医療センター整備事業費</p>	22億5,000万円 — (22億5,000万円)	【平成31年度当初予算案額】(単位:千円)		
	19億5,610万円 — (20億6,478万円)	区分	H31当初	H30当初
	5億4,139万円 — (5億4,435万円)	運営費負担金	7,862,781	7,930,232
	9,778万円 — (7,455万円)	運営費	5,110,931	5,210,931
		元利償還金等	2,751,850	2,719,301
		貸付金 (建設改良費)	2,250,000	2,250,000
		公的負担金	1,956,097	2,064,777
				1,876,060
		府立病院機構の病院事業にかかる地方債を国等に償還するため、元利償還金を一般会計に一旦収入した後、公債管理特別会計に繰出。		
		大阪はびきの医療センターの現地建替整備に要する資金を貸し付けるとともに、整備に伴って必要となる経費の一部を負担。		

(国民健康保険特別会計)

事業名	31既内示額 31復活要求額 (30当初額)	摘要
① 保険給付費等交付金 ・保険給付費等交付金 (普通交付金)	6,610億3,735万円 — (6,610億3,735万円)	市町村による療養の給付等の支給に要する費用等に応じ、普通交付金を交付。
・保険給付費等交付金 (特別交付金)	129億5,941万円 — (129億5,941万円)	市町村の財政状況その他の事情に応じ、特別交付金を交付。
② 介護納付金・前期高齢者納付金等・後期高齢者支援金等	1,594億3,911万円 — (1,594億3,911万円)	介護納付金、前期高齢者納付金、後期高齢者支援金等を社会保険診療報酬支払基金に対し納付。
③ 保健事業費 ・国民健康保険ヘルスアップ支援事業費 ・健康づくり支援プラットフォーム事業費	1,699万円 — (—)	府内市町村の健康課題や保健事業の実施状況を把握するとともに、市町村における保健事業の推進を支援。
	2億3,221万円 — (—)	国保被保険者に係る「健康づくり支援プラットフォーム整備等事業」を実施。

資料 1-2

平成 30 年度一般会計補正予算（国補正第 2 号対応）

要求状況主要事業概要

（健康医療部）

〔上段 平成 30 年度補正予算案額
中段 平成 30 年度現計予算額
下段 平成 30 年度補正後予算案額〕

（一般会計）

事業名	補正予算案額 現計予算額 補正後予算案額	摘要
【新】2019年G20サミット救急・災害医療体制整備事業費	1億800万円 — 1億800万円	G20大阪サミットにおいて、要人が急病となった場合等に受け入れる協力病院の医療機器の整備に対し補助。

資料 2

平成 31 年 2 月定例府議会提出予定議案の概要

(健康医療部)

1. 事件議決案（2 件）

	件 名	概 要
1	大阪府立救命救急センターの診療料等に関する債権放棄の件	<p>大阪府立救命救急センターの診療料等の債務者に対して、大阪府が有する債権を放棄することについて議決を求めるもの。</p> <p>〔放棄する債権〕</p> <ul style="list-style-type: none">・回収不能となった 95 万 8,820 円及び当該診療料等に係る遅延損害金
2	地方独立行政法人大阪府立病院機構に係る中期計画について認可する件	<p>地方独立行政法人大阪府立病院機構に係る中期計画について、大阪はびきの医療センターの現地建替え整備に向けた取組み等に伴い、計画の一部を変更することについて認可するため、地方独立行政法人法第 83 条第 3 項の規定により議決を求めるもの。</p>

2. 条例案（新規制定1件、一部改正13件）

	件 名	概 要
1	大阪府受動喫煙防止条例制定の件	<p>受動喫煙による府民等の健康への悪影響を未然に防止し、府民等の健康で快適な生活を実現するため、受動喫煙の防止に係る措置について定める。</p> <p>(1) 府、府民等、保護者、多数の者が集まる施設の管理権原者の責務を定める。 施行日：平成31年7月1日</p> <p>(2) 学校、病院等の第一種施設の管理権原者は、敷地内に特定屋外喫煙場所を設けないよう努めなければならないものとする。</p> <p>(3) 従業員がいる飲食店等は、当該飲食店等の屋内に喫煙可能室等を設けないよう努めなければならないものとする。 施行日：平成32年4月1日</p> <p>(4) 飲食店等のうち客席の面積が30平方メートルを超えるものの屋内の場所では、喫煙専用室等以外の場所での喫煙を禁止する。 施行日：平成37年4月1日</p>
2	大阪府附属機関条例一部改正の件	<p>大阪府毒物劇物取扱者試験委員及び大阪府登録販売者試験委員を廃止する。 施行日：平成31年4月1日</p>
3	大阪府保健所条例一部改正の件	<p>消費税法及び地方税法の改正に伴い、診療料の算定に係る消費税率を改正する。 施行日：平成31年10月1日</p>

4	大阪府衛生行政事務手数料条例一部改正の件	<p>1 死体検案書の交付を受ける場合の手数料の額を改正する。 〔改正前〕 1通につき 11,700円 〔改正後〕 1通につき 20,000円</p> <p>2 毒物劇物取扱者試験及び一般用医薬品の登録販売者に係る試験に関する事務は、関西広域連合が処理することとなるため、当該事務に係る手数料の規定を削除する。</p> <p style="text-align: right;">施行日：平成31年4月1日</p> <p>3 消費税法及び地方税法の改正に伴い、検案に係る生命保険関係及び簡易生命保険関係の証明書の交付を受ける場合の手数料の額を改正する。</p> <p style="text-align: right;">施行日：平成31年10月1日</p>
5	大阪府立中河内救命救急センター条例一部改正の件	<p>消費税法及び地方税法の改正に伴い、利用料金の算定に係る消費税率及び手数料の額を改正する。</p> <p style="text-align: right;">施行日：平成31年10月1日</p>
6	精神保健指定医の報酬及び費用弁償に関する条例一部改正の件	<p>非常勤職員の報酬単価改定に伴い、精神保健指定医が精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づく精神障害者が入院を必要とするかどうかの判定等の職務を行う場合の報酬の額を改正する。</p> <p>〔改正前〕 1件 10,080円 〔改正後〕 1件 10,030円</p> <p style="text-align: right;">施行日：平成31年4月1日</p>

		<p>1 地方自治法第252条の17の2の条例による事務処理の特例制度に基づき、温泉法等に基づく事務の一部を寝屋川市が処理することとする。</p> <p>2 寝屋川市の中核市移行に伴い、浄化槽法に基づく事務の一部を同市が処理することから、当該事務を同市が処理することとしている規定を削除する。</p> <p>3 地方自治法第252条の17の2の条例による事務処理の特例制度に基づき、精神保健福祉法に基づく事務の一部を豊中市及び寝屋川市が処理することとする。</p>
7	大阪府衛生行政事務に係る事務処理の特例に関する条例一部改正の件	<p>施行日：平成31年4月1日</p>
8	大阪府こころの健康総合センター設置条例一部改正の件	<p>診療課を廃止し外来診療の事務を行わなくなったことにより、当該外来診療に係る業務及び診療料等の規定を削除する。</p> <p>施行日：公布の日</p>
9	大阪府基金条例一部改正の件	<p>国民健康保険法の改正により、国民健康保険広域化等支援基金を廃止する。</p> <p>施行日：平成31年3月31日</p>
10	大阪府羽曳野食肉衛生検査所設置条例一部改正の件	<p>寝屋川市の中核市移行に伴い、と畜場法等に基づく事務の一部を同市が処理することに合わせ、大阪府羽曳野食肉衛生検査所の所管区域から寝屋川市の区域を除く。</p> <p>施行日：平成31年4月1日</p>

11	大阪府食の安全安心推進条例一部改正の件	<p>寝屋川市の中核市移行に伴い、食品衛生法等に基づく事務の一部を同市が処理することに合わせ、同法等と密接に関連する本条例に基づく事務の一部を同市が処理することとする。</p> <p>施行日：平成31年4月1日</p>
12	大阪府浄化槽保守点検業者の登録に関する条例一部改正の件	<p>寝屋川市の中核市移行に伴い、浄化槽法に基づく事務の一部を同市が処理することに合わせ、浄化槽保守点検業を営もうとする者が知事の登録を受けなければならない区域から寝屋川市の区域を除く。</p> <p>施行日：平成31年4月1日</p>
13	大阪府遊泳場条例一部改正の件	<p>地方自治法第252条の17の2の条例による事務処理の特例制度に基づき、遊泳場の開設許可の申請の受理に関する事務等を寝屋川市が処理することとする。</p> <p>施行日：平成31年4月1日</p>
14	大阪府クリーニング業法施行条例一部改正の件	<p>地方自治法第252条の17の2の条例による事務処理の特例制度に基づき、クリーニング業法に基づくクリーニング師の免許の申請の受理に関する事務等を寝屋川市が処理することとする。</p> <p>施行日：平成31年4月1日</p>

3. 報告（1件）

	件 名	概 要
1	債権放棄報告の件（大阪府立救命救急センターの診療料等に関する債権）	<p>大阪府立救命救急センターの診療料等に関する債権の放棄について、大阪府債権の回収及び整理に関する条例第6条第3項の規定により放棄したので、同条第4項の規定により報告するもの。</p> <p>件 数 28件 金 額 80,875円及び当該診療料等に係る遅延損害金 専 決 日 平成31年1月24日</p>

(仮称)大阪府受動喫煙防止条例の制定に向けた基本的考え方の概要

1. 趣旨

- 府民の健康のため、望まない受動喫煙を生じさせることのない環境づくりをすすめる
- 万博開催の2025年を目指し、国際都市として、全国に先駆けた受動喫煙防止対策をすすめる

2. 義務及び責務 ※2019年7月施行

(1) 府の責務

- ・受動喫煙の防止に向けた環境整備等、総合的な施策の推進
- ・改正健康増進法及び条例の周知、理解促進
- ・公民連携による取り組みの推進

(2) 府民等の責務

- ・他人に望まない受動喫煙を生じさせることがないように努める など

(3) 保護者の責務

- ・その監護する者に対し、受動喫煙を生じさせることのないよう努める など

(4) 関係者の協力

- ・府、市町村その他の関係者は相互に連携を図りながら協力するよう努める など

(5) 管理権原者の主な義務及び責務

- ・望まない受動喫煙を防止するために必要な措置をとるよう努める など

3. 条例の対象範囲

府内全域（政令指定都市、中核市を含む）

5. 第二種施設における取り組み ※努力義務：2020年4月施行、罰則部分：2025年4月施行

- ▶ 原則屋内禁煙（喫煙専用室設置可。喫煙可能部分へ20歳未満の者を立ち入らせてはならない） [法：2020.4～]
(経過措置：客席面積100m²以下かつ個人又は資本金等5000万円以下の店舗は、禁煙・喫煙を選択可)

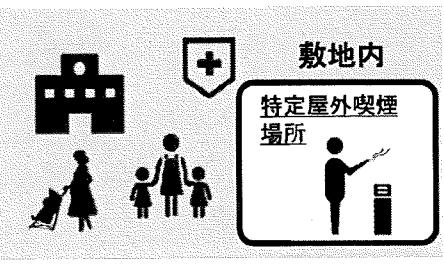
【改正法の第二種施設のうち、既存特定飲食提供施設にかかる府独自の取り組み】

- ▶ 従業員を雇用する飲食店は、客席面積に関わらず原則屋内禁煙に努める（努力義務） [2020.4～]
- ▶ 改正法で経過措置対象としている客席面積100m²以下の飲食店のうち、30m²を超える飲食店は、原則屋内禁煙（罰則あり） ※喫煙専用室及び加熱式たばこ専用喫煙室の設置可 [2025.4～]
- ▶ 客席面積が30m²以下の飲食店は、改正法と同様に、喫煙か禁煙の選択可（経過措置） [2025.4～]

改正法 全面施行：2020年4月		府「受動喫煙防止対策の基本的考え方」 全面施行：2025年4月	
第二種施設 多数の者が利用する施設 (第一種施設を除く) (例)事務所、旅館(客室を除く)、飲食店 等	原則屋内禁煙 (喫煙専用室設置可)	原則屋内禁煙 (喫煙専用室設置可)	法：2020年4月施行
【経過措置】 既存特定飲食提供施設 ・客席面積100m ² 以下 ・個人又は資本金等5000万円以下の店舗 禁煙・喫煙を選択可	原則屋内禁煙 (喫煙専用室設置可)	従業員を雇用する施設 屋内禁煙に努める（努力義務）	2020年4月施行
	【経過措置】 府既存特定飲食提供施設 客席面積30m ² 以下の店舗 禁煙・喫煙を選択可		2025年4月施行

4. 第一種施設（敷地内禁煙）における取り組み ※2020年4月施行

- ▶ 敷地内全面禁煙（特定屋外喫煙場所を設置しないこと）に努める（努力義務） [2020.4～]

第一種施設	改正法(2019年7月施行)	府独自の取り組み(条例)(2020年4月施行)
受動喫煙により健康を損なうおそれが高い者（20歳未満の者、患者、妊婦）が主たる利用者である施設 学校（学校、幼稚園 等） 病院、診療所、助産所 児童福祉施設（保育所、児童養護施設 等） その他（介護老人保健施設、認定こども園 等） 行政機関の庁舎	禁煙（敷地内禁煙） ※ 特定屋外喫煙場所を設置できる 	禁煙（敷地内全面禁煙：努力義務） ※ 特定屋外喫煙場所を設置しないこと ★例外措置 禁煙（敷地内禁煙） ※ 特定屋外喫煙場所を設置できる (例)精神科、終末期医療を提供する病院、主に療養を中心とする施設など、利用者への一定の配慮が必要な施設

特定屋外喫煙場所：第一種施設の屋外の場所の一部のうち、受動喫煙を防止するために必要な措置がとられた場所

6. 喫煙目的施設の要件 ※改正健康増進法と同様の扱い

- (1) 公衆喫煙所
- (2) 喫煙を主目的とするバー、スナック等
たばこの対面販売（出張販売を含む）をしており、客に飲食させる営業（「通常主食と認められる食事」を主として提供するものを除く）を行うもの
- (3) 店内で喫煙可能なたばこ販売店

7. 加熱式たばこの扱い ※改正健康増進法と同様の扱い

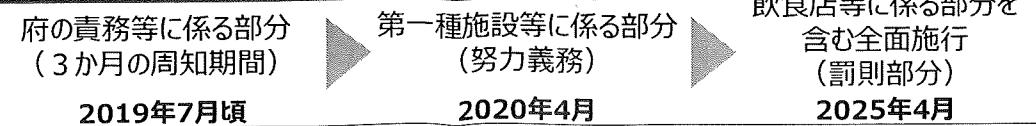
- ▶ 加熱式たばこ専用喫煙室（飲食等も可）での喫煙可
※改正健康増進法と同様の扱い

喫煙専用室	加熱式たばこ専用の喫煙室	
設置できる施設	第二種施設（原則屋内禁煙となる施設）	
場所	屋内の「一部」	
必要となる措置	室外への煙の流出防止措置	
紙巻きたばこ	○	×
加熱式たばこ	○	○
室内での喫煙以外の行為（飲食等）	×	○
20歳未満の者の入室	×	×

8. 費則

条例による規制の違反にあたっては、5万円以下の過料を設定

9. 施行時期（段階的に施行）



改正法と条例の比較及び環境整備等に関する取り組み(例)

■これまでの経緯

◆国の動き

平成30年 7月 健康増進法の一部を改正する法律 公布

◆大阪府の動き

平成30年 9月 大阪府受動喫煙防止対策懇話会 設置（12月までに5回開催）

平成30年12月 大阪府子ども受動喫煙防止条例 公布・施行

平成31年 1月 大阪府受動喫煙防止対策条例の制定に向けた基本的考え方 公表、
パブリックコメント 実施（～2月8日）

◆関係団体等からの意見聴取

<懇話会での関係団体からの意見聴取：9団体>

飲食旅館関係団体(組合員数約5,600事業者)、外食産業関係団体(会員約500社)、たばこ事業関係団体、医療関係団体、旅行・観光関係団体、患者団体、消費者団体 等

<関係団体等からの書面による意見聴取：10団体>

上記のほか、遊戯関係団体、理容関係団体 等

<保健所による飲食店に対するヒアリング：610件>

大阪府内の18保健所(政令・中核市含む)が管内飲食店を調査

<府内私立学校に対するアンケート調査(書面)：170校>

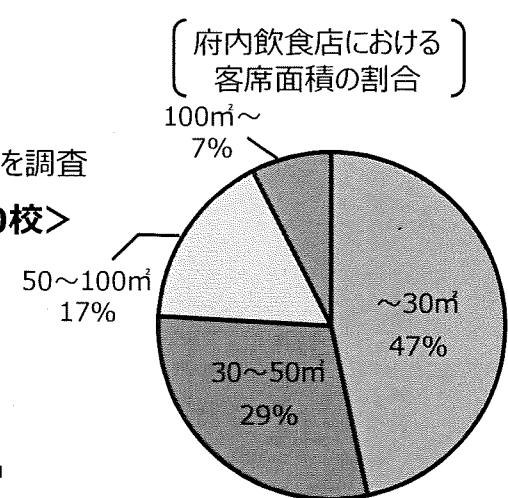
府内私立学校187校に照会

◆府内飲食店に対する実態調査

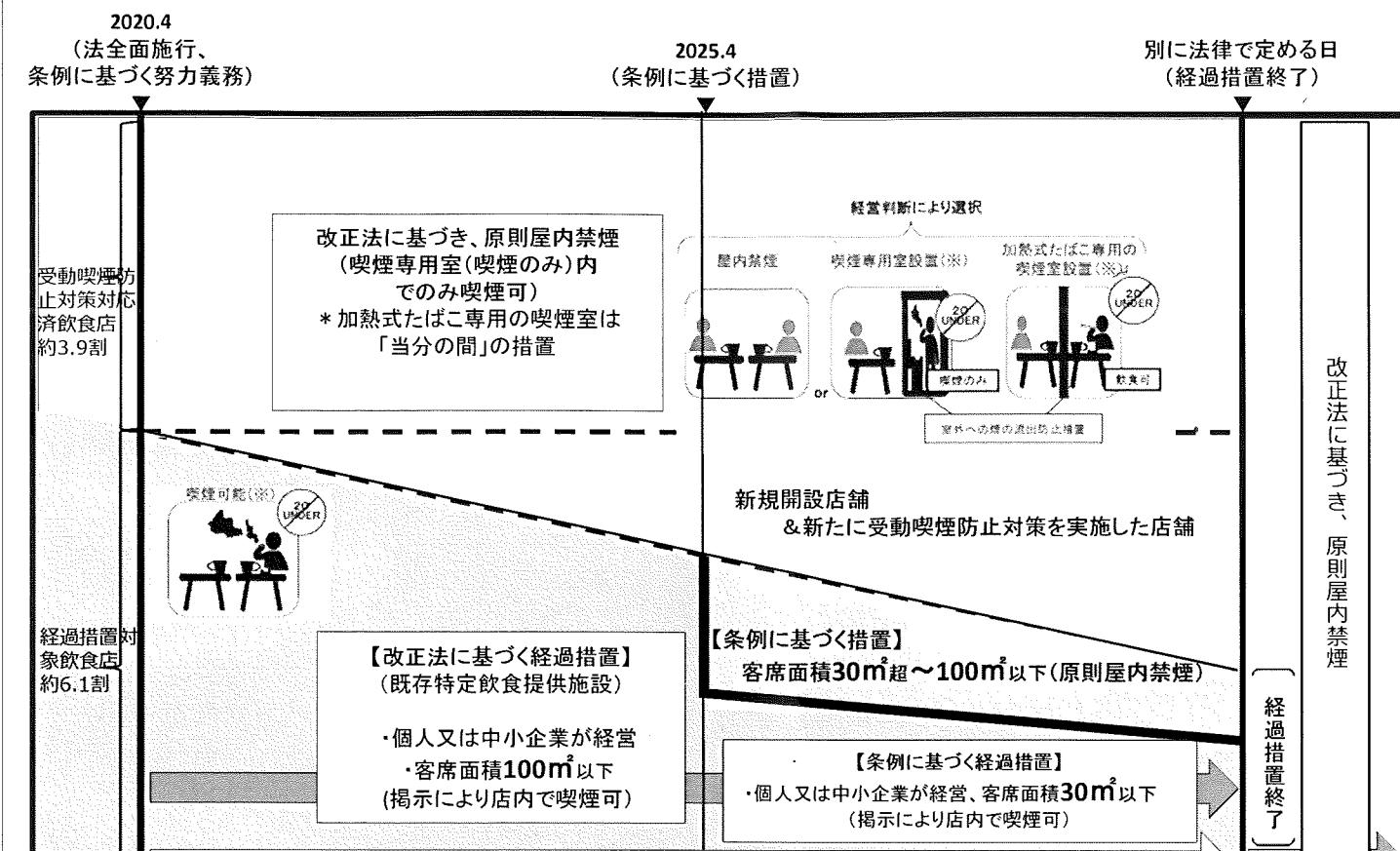
(調査期間) 平成30年9月から11月

(回答件数) 1,258件

※97,843店舗より、10,000店舗を無作為抽出



■府内飲食店の喫煙状況の変化



<参考> 喫煙目的施設(公衆喫煙所、喫煙を主目的とするバー、スナック等、店内で喫煙可能なたばこ販売店)については、施設内で喫煙可能(※改正健康増進法と同様の扱い)

■経過措置の対象となる飲食店の割合(国と府推計の比較)(2020年推計値)

国と府の推計

実態調査を踏まえた府の推計

【客席面積100m ² 以下】	
客席面積100m ² 以下 【約8割強】	100m ² 超 【約2割弱】
受動喫煙防止対策を実施していない約7割強	受動喫煙防止対策を実施していない約3割弱
大企業(既存) 【約1割弱】	
既に受動喫煙防止対策を実施している約7割強	既に受動喫煙防止対策を実施している約3割弱
措置の対象となる店舗は、全飲食店の約5.5割	
既に受動喫煙防止対策を実施している約9割強	
措置の対象となる店舗は、全飲食店の約5.5割	

【客席面積100m ² 以下】	
客席面積100m ² 以下 【約9.3割】	100m ² 超 【約0.7割】
受動喫煙防止対策を実施していない約7.5割強	受動喫煙防止対策を実施している約2.5割弱
中小企業や個人事業主(既存) 【約9割強】	
既に受動喫煙防止対策を実施している約9割強	既に受動喫煙防止対策を実施している約1割弱
措置の対象となる店舗は、全飲食店の約6.1割	既に受動喫煙防止対策を実施している約3.2割

国と府の推計に比べて措置の対象となる店舗数が多い

さらに、面積を30m²以下とすることで、対象となる店舗数が約3.2割まで減少する

■環境整備等に関する取り組み(例)

I 受動喫煙防止に向けた環境整備

- 府独自の規制対象となる飲食店における受動喫煙防止対策を進めるため、既存の国庫補助制度の活用支援策や個別飲食店に対する具体的な支援策などを検討する
- 公衆喫煙所やビル等における共用喫煙室などの整備を進めるため、市町村、事業者等からなる検討会を設置し、それぞれの役割分担を図りつつ、具体的な整備促進策の検討を進める

II 改正法及び条例の周知、理解促進

- 市町村や事業者等と連携し、広報紙等による周知、セミナーの開催等による受動喫煙に対する理解促進を図り、受動喫煙防止に向けた気運を醸成する

[平成31年度当初予算額：661,174千円] ※知事重点事業

健康づくり推進条例の制定(H30年度～)

◆条例のポイント

- ・健康づくり関連3計画の総合的・一体的な推進
- ・多様な主体の役割の明確化と連携・協働による“オール大阪体制”的構築
- ・大阪の特徴（強み）を活かした取組みの推進
- ・府民の健康づくりの普及啓発と気運醸成

- 取組**
- ①府民の健康づくりの気運醸成「健活10」の推進
 - ②第2期健康寿命延伸プロジェクトの推進
～ライフステージに応じた健康づくり支援の展開

国民健康保険制度の改革(H30年度～)

◆新制度のポイント

- ・都道府県が財政運営の責任主体となる
- ・都道府県が統一的な国保運営の方針を策定

【大阪府の国保運営方針】

- ・被保険者間の負担の公平性確保
⇒保険料率の統一、府内共通（統一）基準の設定、法定外繰入解消
- ・健康づくり・医療費適正化へのインセンティブ強化
⇒市町村が行う取組への重点支援、被保険者へのインセンティブ

- 取組**
- ③健康づくり支援プラットフォーム整備等事業「アスマイル」の実施
 - ④市町村支援のための「国保ヘルスアップ支援事業」の創設
～地域差見える化支援、抽出ツールの作成・配布、事業推進委員会
 - ⑤市町村ワーキングを通じた保健事業の課題解決
 - ⑥府独自インセンティブによる保健事業・医療費適正化への支援

第3期医療費適正化計画の策定(H30年度～)

◆施策の柱

- ・生活習慣病の重症化予防等
⇒特定健診・特定保健指導の実施率向上、重症化予防
- ・医療の効率的な提供の推進
⇒医薬品の適正使用、療養費の適正支給、後発医薬品の普及
- ・健康医療情報の効果的な発信
⇒医療費の見える化・データヘルス推進等

- 取組**
- ⑦保険者協議会への府の関与の強化（共同事務局に向けた調整）
 - ⑧後発医薬品安心使用促進事業の実施

大阪府の組織体制の強化(H30年度)

- ・国民健康保険課の健康医療部への移管
- ・保健事業推進プロジェクトチームの設置

健活！おおさかモデル

2025年・大阪万博開催に向け、大阪の健康力を向上させるため、「**健活！おおさかモデル**」を推進

- 府民の「**健康づくりの推進**」：府民や企業など多様な主体による健康活動（健活）の促進
 - 保険者の「**保健事業等の質の向上**」：先駆的なモデル事業の創出・横展開ときめ細やかな底上げ支援
- ⇒一体的・重層的に推進

【第2期健康寿命延伸プロジェクト】

若い世代

- 健康キャンパス・プロジェクト

大学間ネットワークの形成へ

働く世代

- 中小企業の健康経営の推進
～ナビゲーターの派遣など
- 女性の健康づくり推進事業
～健活セミナーの実施

働く世代～高齢者

- 健康づくりアワード
～健康経営企業等の表彰
- 健康格差の解決プログラム
～歯科医療機関と連携した特定健診受診勧奨

全世代

- 府民の健康づくり気運醸成事業「健活10」

- 大阪健活マイレージ「アスマイル」本格実施

府民向け

推進体制の整備

- 健活おおさか推進府民会議（仮称）の設置
～条例の円滑な運営に向け、推進体制としての取組方針の検討、各団体の取組み共有・連携の推進

新

府民向け施策・保険者向け施策を**一体的・重層的に推進**保健事業等の質の向上
保険者向け

モデルの創出・横展開

- 国保ヘルスアップ支援事業
～糖尿病性腎症重症化予防推進に向けたアドバイザー配置（5地域）
- 健康格差の解決プログラム
（特定健診・特定保健指導の実施率向上）
- 後発医薬品安心使用促進事業

きめ細やかな底上げ支援

- 国保ヘルスアップ支援事業
～見える化支援や抽出ツールの作成・配布に加え、有識者による個別市町村への介入支援（5市町村）
- 研修の実施
～保健事業をテーマにした内容の充実

府独自インセンティブ

支援体制の強化

- 府による市町村支援チーム
～府によるヒアリングと助言、保健と国保の連携支援
- 広域化調整会議
- 市町村ワーキング

- 保険者協議会
～府が事務局を担い、被用者保険も含めた幅広い保険者との連携強化、好事例の収集・共有等

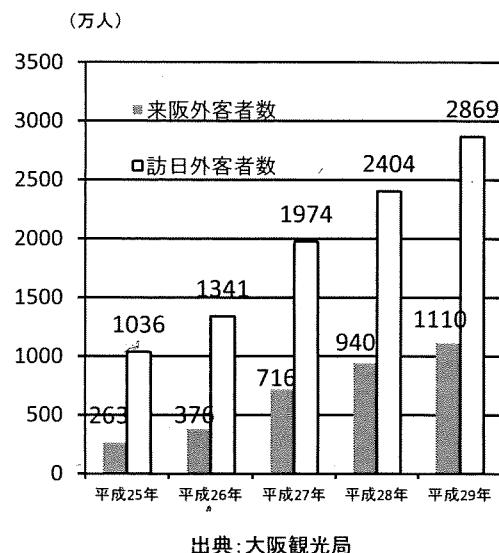
新

大阪府の組織体制の強化

- 健康づくり施策、医療費適正化施策、国民健康保険施策を一体的に推進するため、「健康づくり課」及び「国民健康保険課」を1室2課の「健康推進室」に再編。

背景

- 直近5年で来阪外国人は約4倍の1110万人に急増。
- 平成30年9月大阪府来阪外国人患者受入実態調査実施
 - 平成29年度に府内415医療機関を受診した外国人患者は、約16,000名
- 来阪外国人患者はさらに増加見通し
 - 外国人医療提供体制整備が急務



主な課題

※実態調査で下記課題が判明

- 各関係機関の間で情報共有ができていない
 - 外国人受入れ体制の構築が必要
- 外国人とのコミュニケーショントラブルが発生
 - 医療機関への支援が必要
- 外国人が必要な情報を入手できていない
 - 外国人への情報発信が必要

対応策1. 外国人受入れ体制の構築 2,209千円

①外国人医療対策協議会の設置等

- 医療、観光等の関係者が取組み等を協議する場を設置。
- 委員構成案: 医師会等医療関係者、観光関係者、消防関係者ほか

②体制構築～拠点医療機関選定

- ※都道府県が国へ拠点医療機関を推薦。
- 拠点医療機関(5医療機関): 重症例の患者を受入可能な医療機関を選定
 - 地域拠点医療機関(15医療機関): 軽症例の患者を受入可能な医療機関を選定

対応策2. 外国人受入れ医療機関への支援 36,769千円

①多言語医療通訳センター設置(24時間)

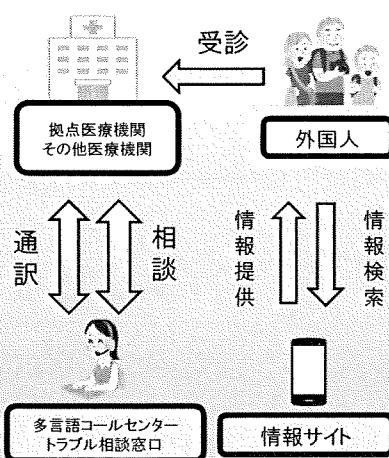
- 救急患者等への即時対応に向け、5か国語(※)対応のコールセンターを設置 ◆事業スキーム図
- 対象医療機関: 救急告示病院、措置入院患者受入病院等

②トラブル相談窓口の設置

- 医療費未払い等さまざまな相談に対応可能な相談窓口を設置
- 対象医療機関: 救急告示病院等

③拠点医療機関化の促進支援

- 拠点医療機関化支援
 - 外国人患者受入れ医療機関認証制度(JMIP)受審費用を補助
- 拠点医療機関環境整備支援
 - 問診票やホームページ等の多言語化に係る費用補助



対応策3. 外国人への医療情報提供 180千円

外国人に向けた医療情報サイトの充実及び観光部局と連携した周知

- 旅行者本人等に専用サイトで医療情報を発信。
- 対応言語: 5か国語(※)
- 掲載内容: 外国人患者受入れ可能な医療機関、多言語医療通訳アプリ等の情報 他

※英語、中国語、韓国語、スペイン語、ポルトガル語

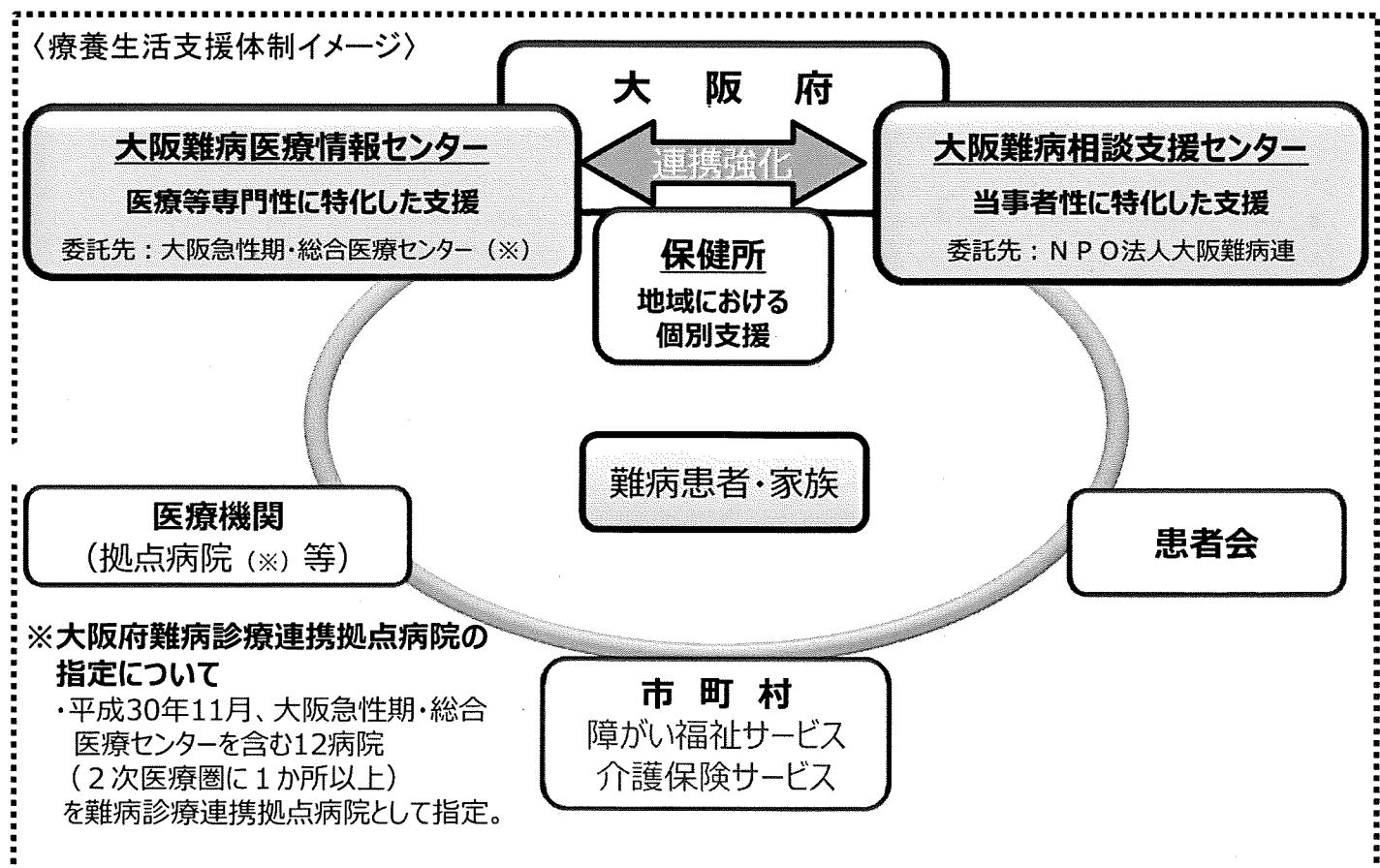
難病患者の療養生活支援のさらなる充実について

【現状】

○難病患者等に対する支援については、指定難病等に対する「医療費助成」、拠点病院による「医療提供体制の整備」、地域の状況に応じた「療養生活支援」を実施。

【平成31年度の取り組み】

○療養生活支援のさらなる充実を図るため、これまでの上記取り組みに加え、大阪難病相談支援センターの機能を充実させるとともに、大阪難病医療情報センターとのさらなる連携強化を目的として、施設移転に向け検討を行う。



持続可能な府域水道事業の構築に向けた取組み

資料 7

人口減少等に伴う料金収入の減少や、水道施設の老朽化により増大する更新費用等の水道事業の課題に対応するため、府域一水道に向けた検討の場の設置や府民に向けた情報発信を推進。

1. 府域一水道に向けた水道のあり方協議会

府域全水道事業体が参加する「府域一水道に向けた水道のあり方協議会」を設置（平成30年8月）し、「一元化」「最適化」の視点から一水道に向けた水道のあり方、施設の最適配置について検討する。
(水道法改正(平成30年12月公布、平成31年9月以降施行見込)後の法定協議会につなげる)

《府域水道事業の最適化等を検討する専門部会》

平成31年8月 施設最適配置のとりまとめ予定

《淀川を水源とする浄水場の最適配置(案)に関する検討を行う専門部会》

平成30年12月 第14回副首都推進本部会議(H30.6)で報告された中間報告案についての検証結果報告

2. 府による情報発信

全市町村水道事業の経営状況や施設水準等に関する情報を市町村間で共有するとともに、わかりやすく府民・市民に積極的に発信することで、府域一水道に向けた機運醸成を図る。

《情報発信の具体的な内容》

- 各事業体の現状・課題（耐震化や経営状況の府内比較）
- 耐震化計画の策定、目標設定状況
- 将来的な水需要や施設更新を踏まえた収支見通し

《スケジュール》

- 8市(大阪市、堺市、寝屋川市、守口市、大東市、藤井寺市、富田林市、河内長野市)は1月当初に府HPで公表済
- 平成31年3月までに全水道事業体データを府HPで公表予定。

概要版イメージ

あなたの街の水道について、考えてみませんか？
「○○市」水道事業の現状と課題、将来について

いま、水道は、さまざまな課題に直面しています！

○ 人口減少等に伴い料金収入が減少する中、老朽化した水道管や施設の更新・耐震化によるコストの増加、さらには技術職員の確保など、さまざまな課題があります。

市の水道管の老朽化の状況は？更新計画は？

○○市計画

%	2016年度	計画目標（目標年度）	○○の詳細は、次頁参照	府平均 2016年度	全国平均 2016年度
老朽管率	→	(2056年度)	③	28.6	14.8
管路更新率	→	(2056年度)	③	0.81	0.76
基幹管路の耐震適合率	→	(2059年度)	③	42.0	38.7
浄水場の耐震化率	→	(2037年度)	③	4.5	27.9

震災等に備え、老朽化した水道管や施設の更新・耐震化が課題の課題

水道管の更新スピードをアップさせ、60年間すべての水道管を入れ換えると仮定して、大阪府で2045年度の水道料金を試算してみると…

大阪府試算
水道料金
(○市)

○○円
(2016年度)

約○.○倍

およそ△△円
(2045年度)

※一般家庭で1ヶ月に使用する水量を約20m³とした場合